

生物多様性保全活動促進法に基づく 地域連携保全活動基本方針の検討について

○生物多様性保全活動促進法（抄）

（地域連携保全活動基本方針）

第三条 主務大臣は、地域連携保全活動の促進に関する基本方針（以下「地域連携保全活動基本方針」という。）を定めなければならない。

2 地域連携保全活動基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項
- 二 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項
- 三 次条第一項の地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項
- 四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

3 地域連携保全活動基本方針は、生物多様性基本法第十一条第一項の生物多様性国家戦略との調和が保たれたものでなければならない。

4 主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地域連携保全活動基本方針の変更について準用する。

1. 地域連携保全活動基本方針の検討方針

（1）検討スケジュール

平成 23 年秋の法施行に向け、平成 23 年夏頃の策定を目指し検討を進める。

（2）検討方法

1) 検討会の設置

- ・有識者、専門家、地方公共団体、関係団体等を委員とする検討会を設置し、検討会による議論を踏まえ検討（検討会は公開での開催を予定）。
- ・検討委員には、地域での保全活動に精通した方々に就任いただく予定。
- ・検討会の回数は、4 回程度を予定。

2) 意見交換会の開催

- ・検討会のほか、全国 9 地区において、地域の関係者（行政、NPO 等）から意見を聴くための意見交換会を開催予定。

（開催予定地：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、高松、熊本、那覇）

- ・検討委員の方々にも、各地での意見交換会に出席いただく予定。

3) 意見募集（パブリックコメント）の実施

2. 地域連携保全活動基本方針に盛り込む内容について

(1) 地域連携保全活動の促進の意義に関する事項

- ・我が国における地域連携保全活動の状況
- ・我が国の生物多様性の保全上、地域連携保全活動を促進することの重要性 等

(2) 地域連携保全活動の促進のための施策に関する基本的事項

- ・地域連携保全活動の促進に係る国や地方公共団体の役割・施策 等

(3) 地域連携保全活動計画の作成に関する基本的事項

- ・地域連携保全活動計画の目標について
→地域における生物多様性を保全するためには、どのような目標が望ましいか。
適切な目標を設定するためには、どのような視点が必要か。
- ・地域連携保全活動計画の区域について
→地域における生物多様性の状況を踏まえた、適切な区域設定の必要性
- ・地域連携保全活動計画に盛り込む活動について
→地域における生物多様性を保全するためには、どのような活動が望ましいか。
- ・地域連携保全活動計画の作成に当たっての留意事項 等
→既存の各種計画等との整合性の確保
土地所有者や関係機関等との調整の必要性
自然公園法等の特例に該当する場合における手続き

(4) 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域連携保全活動の促進に際し配慮すべき事項

- ・地域連携保全活動計画との農林漁業等に係る行政計画（農業振興地域整備計画など）との調和の必要性
- ・地域連携保全活動を行う場合における、周辺地域での農林漁業活動への配慮 等

(5) (1)～(4)に掲げるもののほか、地域連携保全活動の促進に関する重要事項

- ・地域連携保全活動協議会の設置や運営に関する事項
- ・地域連携保全活動支援センターに関する事項 等